

# 公益財団法人愛知県国際交流協会

## ボランティア登録制度設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県民が各種の国際交流事業のボランティア活動に参加することにより地域の国際交流の担い手となり、草の根レベルの国際理解と友好親善を促進することを目的として、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が設置するボランティア登録制度に関し、必要な事項を定める。

### (ボランティアの種類と活動内容)

第2条 ボランティア登録制度に登録をするボランティア（以下「ボランティア」という。）は、愛知県内で実施する次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 語学ボランティア

国際交流、国際協力、外国人支援活動等における通訳、翻訳

(2) ホームステイボランティア

一定期間外国人を家庭に宿泊させるホームステイ及び外国人を家庭に招いて交流を深めるホームビジットの受け入れ

(3) サポートボランティア

国際交流、国際協力、外国人支援等の活動

2 前項に掲げる活動であっても、次に掲げる活動については、対象としないものとする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治又は宗教に関する活動

(3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活動

(4) 特定の個人及び団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある活動

### (登録)

第3条 ボランティア登録を希望する者は、協会に申込書（様式1）を提出する。

2 協会は、申込書の内容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

3 協会は、登録が可とした申込者について、速やかに登録名簿に登載するとともに、登録証（様式2）を交付する。

### (登録内容の変更)

第4条 ボランティアは、住所、氏名等に変更があった場合、速やかに協会へ通知することとする。

2 協会は、前項の通知を受けた場合、速やかに登録名簿の記載内容を変更することとする。

### (登録の取消)

第5条 協会は、次の場合、ボランティアの登録を取り消すこととする。

(1) 登録者から辞退の申し出があったとき。

(2) 別に定める語学ボランティア制度実施要領、ホームステイボランティア制度実施要領、サポートボランティア制度実施要領に定める申込資格を失ったとき。

(3) その他、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。

- 2 協会は、ボランティアの登録を取り消した場合、速やかに登録名簿から削除することとする。
- 3 登録を取り消されたボランティアは、交付されている登録証を速やかに協会へ返却することとする。

(保険加入)

第6条 協会は、ボランティアの活動にあたり、万一の場合に備えて社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行う「ボランティア保険」に加入する。

- 2 前項に定める保険の加入に必要な費用は協会が負担する。

(活動)

第7条 ボランティアに活動を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、ボランティアの活動にあたり、活動内容の詳細等必要な事項を、事前にボランティアに説明しなければならない。また、活動に際しては、ボランティアに無理な協力を強いてはならない。

- 2 活動を依頼されたボランティアは、当該活動の趣旨をよく理解し、依頼者、外国人等の関係者が円満に所期の目的を達せられるように努めるものとする。また、自己の利益に資するような言動等はしてはならない。
- 3 依頼者及びボランティアは、ボランティアの活動において、事故あるいは依頼内容の不履行等によって関係者が不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

(報酬及び実費負担)

第8条 ボランティアの活動は、無報酬とする。ただし、依頼者は、ボランティアの交通費等の活動実費を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 活動を行ったボランティアは、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

- 2 ボランティアに活動を依頼した者は、活動によって知り得た個人情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

(危険負担)

第10条 ボランティアが事故等によって被った損害について、協会は賠償の責を負わないこととする。

- 2 ボランティアの活動（活動の不履行を含む。）により依頼者等が被った損害について、協会及びボランティアは賠償の責を負わないこととする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成7年1月10日から施行する。
- 2 ホームステイ・ホームビジットボランティア及び外国人サポートボランティアに係る平成

6年度の申込締切日及び登録日については、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

申込締切日	平成7年1月31日	平成7年3月31日
登録日	平成7年2月5日	平成7年4月5日

3 「愛知県国際交流協会語学ボランティア制度実施要綱」は廃止する。

附則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成15年5月1日から施行する。

附則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成18年8月4日から施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。